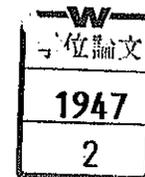


1949
2

学位請求論文

「鎌倉幕府と中世国家」概要書

古澤直人



学位請求論文「鎌倉幕府と中世国家」の概要

古澤直人

はじめに

本論文は、鎌倉幕府の法と裁判や権力編成の考察を通して、主題「鎌倉幕府と中世国家」の問題を追究したものである。

本論文の構成は序章と本論二部五章からなる。序章は主として本論文の主題にかかわる学説史を概観し、本論文の研究史上の位置づけを行うとともに、本論文の成立、内容、残された課題などを整理したものである。本論第一部は「鎌倉幕府法の成立・展開およびその効力に関する研究」についての三章からなり、第二部は「幕府論と中世国家史研究」に関する二章からなる。主題により直接にかかわるのは第二部であるとも考えられようが、本論文全体の題名を「鎌倉幕府と中世国家」としたのは次の二つの理由である。一つは、

主に第一部で取り扱った鎌倉幕府の法や裁判は、たんに幕府を構成する御家人相互の諸関係を規制するにとどまらず、朝廷・寺社・荘園領主を含めた当該期の支配階層全体の相互の矛盾・対立関係を調停するという機能を果たし、さらに、室町時代の武家統一政権を準備したという意味でもいわば国家史的意味を有するという点である。いま一つは、私の問題関心がほぼ一貫して中世国家史における鎌倉幕府あるいは幕府法の役割の究明という点にあったことである。内容上からみて、一部二部の各章は、《公権力としての幕府の確立》（I章）、《幕府の法と裁判にみられる規範意識》（II章）、《幕府権力における強制力の構造》（III章）、《「公」意識あるいは国家観念》（IV章）、《幕府の権力編成》（V章）という当該主題研究上の重要な諸側面をそれぞれ分析・検討しており、五章が有機的連関をもつて、全体として主題の研究へと収斂する構成となることを意図した。

もちろんトータルに《中世国家》を論じるためには、たとえ対象を法制史あるいは政治史の分野に限定しても、さらに公家法・本所法・国衙法・在地領主法等の検討や、公家政権固有の政治過程にそくした考察が必要である。近年この方面の研究が急速に進展しているにもかかわらず、本論文があえて鎌倉幕府に視角をすえ中世国家史を展望しようとする理由は、中世政治史あるいは法制史の分野でもっとも研究蓄積を有し、中世史像の骨格を形成してきた主戦場がまさに鎌倉幕府あるいは鎌倉幕府法に関する研究であり、鎌倉幕府の研究をめぐる従来の学説の批判的な検討を抜きにしては、中世国家を論ずることは出来ないと考えたためである。以下、本論の概要を順次記していくことにしたい。

第一部「鎌倉幕府法の成立・展開およびその効力に関する研究」の概要

第一部は、鎌倉幕府法の性格について、たんなる法解釈からではなく、その社会的機能に注目し、法をその動態において解明しようとしたものであり、いわば幕府法の歴史的な検討を試みたものである。構成は、御成敗式目成立の歴史的な位置を確定することによって、鎌倉幕府法の成立について論じたI章、訴訟手続上、理非判断の核心を占める対決手続とその規定II式目三五条の成立・運用（欠席裁判）に注目して、幕府と訴訟当事者を拘束した規範意識である《理非の裁断（あるいは理念）》の展開を論じたII章、幕府裁判が一体いかにして在地に自己を貫徹させえたのかという幕府法効力の問題を、幕府裁判の強制執行力の有無という観点から論じたIII章からなる。

はじめに、幕府成立期における公家からの公権授受に幕府裁判権の成立を求めその変遷を跡づけるという方法をとらず、御成敗式目成立の意義を論ずることによって、「鎌倉幕府法の成立」に関する考察と位置づけた理由に触れておきたい。その理由の一つは、いわゆる「統治権的支配権」の中核的な機能として扱われる「裁判権」が現実との対応関係のなかでそれ自体発展・充実するものであるという点を重視しようとしたためである。第二は、第一の理由と密接に関連するが、幕府の法と訴訟に関する問題が全面的に提起されるようになるのは、承久の乱以降においてであって、この状況を踏まえた式目成立の場においてこそ、国家史的な意味における幕府法成立の意味を総括的に問題にすることができるといふ立場をとったためである。以上の位置づけが与えられる御成敗式目の成立については、これを中世政治史上の一大画期として高く評価する見解と、たんに幕府内部の問題として相対的に低く評価する見解が対立している。I章では、式目成立を画期として具体的に一体何が変わったのかという素朴な疑問を出発点として、式目成立の歴史的位置を考察した。その主要な論点は次の通りである。

一 式目制定の意義は、式目五十一箇条の形式的な法の構成上において中心に位置し、また実質的な内容上においても式目の独自性をもっともよく表現する「幕府と朝廷・本所との関係」にかかわる諸問題から検討すべきである。

二 右の視角に立って《本所・朝廷と関係する幕府裁判の変化》を探った結果、第一に、式目成立を画期として本所側の主張を幕府がそのまま認めなくなる事実（本所訴訟の棄却事例の増加）が明らかとなった。また、従来の式目成立評価の根本史料である北条泰時書簡も、宛所である六波羅探題の性格を考慮すれば、本所関係訴訟への審理の導入を語るものと解釈される。さらに、式目成立を画期として、訴状のみを引用する短い裁許状が両者の主張を引用した長文の裁許状へ変化するという具体的な文書形式的変化も注目すべきである。すなわち、式目成立を画期として、本所訴訟に対して事実審理が一般的に加えられるようになったことが、本所に対する一方的な裁許結果（勝訴）を変化させたのである。

三 翻って、式目成立までの初期幕府法制を検討すれば、三問三答と対決という完成期の幕府訴訟制度を所与の前提として考えることはできず、実質審理を経ぬ《一方的な裁許》（訴訟手続）が広範に存在していた。それは、《実質審理を前提としない「事実者」文言を

含む裁許状の存在》、《手続文書にすぎない問状御教書を使った狼藉行為》、《相矛盾する幕府文書の発給》などといった諸事実に表現されるが、これらは式目成立を画期に消滅していくものである。

四 ようするに、式目制定は、对本所関係の画定と本所関係訴訟を中心とした理非判断（事実審理）の確立という制定理念を有し、現象的には幕府裁判における本所側敗訴の発生あるいは増大をもたらした。それゆえ、式目制定意義を通説のごとく《武家社会の基本法典の確立》とのみ捉えることは正しくない。式目成立を画期に本所が幕府に地頭御家人の非法を《交渉する》という構図が払拭され、地頭御家人を相手取って調停権力としての《幕府裁判に服する》という関係が一般化したのであり、この点からいえば、式目成立の意義は《公権力としての鎌倉幕府の確立》ということに尽くされる。

五 最後に、以上の考察をもとに、学説の対立について結論的に評価するならば、式目にもとづく裁判について、地頭御家人に対する桎梏面を過度に強調したり、式目成立を幕府内部の問題として処理する学説は成り立ちがたいといえる。

Ⅱ章 「鎌倉幕府法の展開——訴訟制度における「理非裁断」の成立・展開とその変質

——の概要

鎌倉幕府の法と裁判については、従来は《手続に裏づけられた理非の裁断》や《道理にもとづく「法の支配」》が強調されていたが、かかる伝統的見解に対しては、一九六〇年代以降笠松宏至氏の一連の問題提起によって強い疑問が提出されている。Ⅱ章はかかる学説の対立を前提に、裁判における理非判断の決め手である《対決手続》と、これを具体的に表現する式目三五条の成立と適用の問題を通して、鎌倉幕府訴訟制度における《理非裁断》の歴史を検討したものである。Ⅱ章の主要な論点は以下の通りである。

一 《対決手続》は、理非判断の決め手である点で訴訟制度の核心に位置するが、訴訟両当事者の身分上の対等を前提としており、本所と地頭との幕府法廷における「対決」は、従来の公家法秩序で上下に位置づけられた両者の関係変化という国制上の重大な変更を意味した。

二 幕府訴訟制度上訴陳・対決手続を踏まずに発給される《一方的裁許》型の「下知状」は、御家人間の訴訟については、すでに十三世紀初頭の段階で原則的に消滅して理非裁断

が行われるに至っており、この点、《初期幕府法制の未熟さ》を一面的に強調することは正しくない。また幕府は本所関係訴訟についても、北条泰時が執権となる一二二〇年代の中葉には理非裁断を意図し、《対決手続》を含む実質審理の方針を示すが、六波羅を中心とした混乱が大きく、新方針の貫徹は困難をともなつた。

三 召喚命令違反に関する訴訟処理を規定した式目三五条の立法趣旨は、直接には以上の状況に対応したものである。これは理非判断の確立という式目制定理念を典型的に表現する条文であった。理非の重視と《一方的裁許》圧縮という基調のもと、訴陳・対決関係手続の法的整備は、泰時・時頼執政期にかけてさらに進められたが、これは手続の裏づけによって同一事案が繰り返し提訴される事態を整理しようとする政策によるものであった。

四 しかし、いまだ幕府を《交渉相手》とみなす本所、とくに自らを理非を越える存在と考え続けた寺社本所の観念と、主従制の世界に生き「機関」の概念を受容しない地頭代らの意識は、公権力としての幕府が《理非裁断》を貫く上で大きな障害となつた。かかる当事者側の意識を背景に召文違背行為は広く行われたが、式目制定以後約半世紀にわたつて幕府は式目三五条規定を実際に発動して訴訟処理を行うことはなかつた。これは手続の厳格化と理非の重視という問題が、相互に関連しながら相矛盾する側面をもち、理非を重視するかぎり、訴訟処理のための欠席裁判の強行ができなかつたためである。ここに立法政策にみる指向と実際の裁判処理態度のズレが認められた。

五 以上の状況は鎌倉末期に大きな変化をみせた。弘安頃までみられなかつた式目三五条による機械的訴訟処理は、永仁年間に入る頃から目立つようになり、当事者側の幕府裁判無視行動の激化と相俟つて、十四世紀に入ってからは激増の一途をたどつた。そして結果的に幕府裁判の半数近くが欠席裁判となる事態が現出した。

六 《当事者の召文違背行為↓幕府による欠席裁判の強行》という問題は、各地域固有の社会矛盾や権力関係を反映して、地域的な個性をもって展開した。異国降伏祈禱の見返りとして寺社への保護を強力に推進した九州では、とくに正和の神領興行令を契機に地頭御家人らによる本所年貢の対捍や幕府裁判無視の姿勢が顕在化し、欠席裁判事例がもつとも多く見られた。西国においては、反幕行動としての年貢対捍や裁判無視の行動の多くは、悪党訴訟といういわば検断沙汰として処理され、所務沙汰としては最終的には和与等による妥協が主流を占めた。東国ではその辺縁部において召文違背行為による裁許事例が認められるが、中枢部の南関東においては、幕府の保障下に一定の権益を守るといふ地頭御家人らの対応がとられ、欠席裁判の問題は顕在化しなかつた。

七 しかしながら、以上の状況には地域を問わぬ共通の性格も認められた。欠席裁判盛行の契機となった相論は、大約、所領売買相論、惣庶相論、年貢未進以下既存の剰余生産物分配をめぐる相論など、社会の基底的な変化に起因する紛争であった。そして、幕府がこれらの問題に対して特定階層の保護政策をうちだし、これを在地に強制しようとした反動として、幕府裁判無視や実力的反抗という行動がとられたのである。これはいわば《裁判の政治への従属》に対する《抵抗権の発動》ともいえる性格をもっていた。

八 一方、和与裁許、外題安堵、買地安堵など幕府の強力な保護を求める要求の存在したことも見逃せない。《裁判結果の在地への強制》についても、幕府が土地人民の直接的支配に大きく踏み込んだこと、すなわち《調停者》から《統治権者》への性格転化の表現であるという側面の評価が必要である。御家人以外の広範な社会層が幕府権力に服するようになった結果として爆発的に訴訟が提起されたが、統一政権として脱皮しえない幕府は、寺社保護および旧来の御家人制の基盤墨守へと保守化し、大量の訴訟を欠席裁判Ⅱ《一方的裁許》という形で処理して反対勢力を育成することになった。

九 以上の諸事実をもとに、鎌倉幕府裁判における《法の支配》の問題を捉え直した場合、興味深い問題は、式目三五条の厳格な適用という現象、すなわち表面的には《法治主義》の徴証にすらなりうる事態が、実は《理非裁断》衰退のメルクマールであったという逆説である。この点で、式目三五条運用の歴史にみるかぎり、鎌倉幕府裁判には、確かに、整合的な行為規範としての近代的な法は存在しない。だがその反面、この法を生み出した《一方的裁許の克服》という《理非裁断の理念》は、中期における幕府裁判の在り方を根本的に規定していた。《政治に対する理非の優位》、これこそ鎌倉幕府裁判における《法の支配》の歴史的在り方である。逆に、この法の峻厳な適用は、裁判の政治への従属を卜する徴証であり、それは強大な得宗の専制的支配を前提にこれに法を適合させる《法治主義》の表現ではあっても、厳格な意味で《法の支配》とはけっしていえないものであった。鎌倉幕府裁判における《法の支配》の歴史的特質はこの点に求められる。

Ⅲ章 「鎌倉幕府法の効力——幕府法効力の本質Ⅱ限界と、その変質——」の概要

Ⅲ章は幕府法の効力を扱ったものである。この問題についても、六〇年代以降、幕府法（制定法・判例法）効力の限定性の指摘、あるいは逆に《生ける法》の発掘という形で、笠松氏によって精力的な仕事が積み重ねられてきているが、私は《組織された権力による

強制」という点に法の固有の契機をみる立場から、現実的強制力と国家権力の関係においてこの問題にアプローチした。鎌倉幕府法効力の本質Ⅱ限界と、その変質の問題を考察した本章の主要な論点は次の通りである。

一 鎌倉幕府の法と訴訟制度の発展期あるいは最盛期と考えられているいわゆる執権政治期頃においては、幕府の裁許がそのまま当事者に履行されない、幕府権力の在地不掌握といえる事態が存在した。

二 右の事態が生じた背景には、幕府権力の介入を許さぬ既存の公家法秩序下における自立的諸法圏（本所領）の存在や、本所側に対する幕府の処罰権の欠如という問題と、実質的な裁判権行使者である執権が本来独自の御家人処罰権を有さず、当該期の将軍勢力との微妙な対抗関係の中で御家人層のみを一方的に断罪するということが不可能であったという、いわば内外両面に対する裁許者としての幕府権力の限界があった。

三 また、式目制定を画期とする慎重な審理の一般化は、必然的に裁判の長期化を生みだし、いったん下された裁許も越訴制度によって覆される可能性が存在した。その上、判決執行の前提となる裁許内容の確定すら臨時的な不易法の立法に依拠するものであった。これは訴訟繫属中の一方当事者の実力行使に有効な制約を加えなかった問題とあわせ、

《権利の主張》による一方当事者の当知行の継続を構造的なものとしていた。

四 さらに根本的な問題は、裁許の執行を担うべき幕府の権力機構の性格であった。律令以来地方行政を任務とした国衙機構は、直接には幕府の日常的権力機構たりえず、一方、幕府の地方支配の軸をなす守護―地頭制は、本来戦争状況の中で形成された軍事・警察機構であって、この機構に所務沙汰裁許の執行という行政的権能を付与しない政策が採られたため、軍事警察以外の問題については強制力を備えた恒常的な地方支配のシステムが幕府には欠如していた。中央からの幕府派遣使節も、境相論・惣検注・地頭補任など荘園公領制下の支配の枠組みにかかわる点のみについて、臨時的に組織されたものであった。

五 以上によれば、幕府の判決執行力の欠如は、客観的条件に規定されたいわば必然的なものであり、幕府法の現実規定性Ⅱ支配の浸透度は非常に低いものであった。これは、当該期において支配を成立させている強制力の特定の在り方―御家人が相対的自立性をもって統治権を行使し、幕府の支配がかかる在地領主の強制力の行使Ⅱ統治力に依拠して初めて成り立っているという歴史的條件―に対応するものであった。

六 ところが、かかる限定的な幕府法の在り方は、鎌倉末期にいたって大きく変質した。初中期の鎌倉幕府法にあってはまったく認められなかった、所務の遵行に関する法令は、

建武政権・草創期室町幕府下においては最重要課題として集中的に立法されており、その淵源は弘安年間以降御家人問題に関して発せられた諸立法に遡った。しかし、所務の遵行に関して画期的なものは、幕府裁許等に対する違反者の処罰を一般的に意図した《下知違背の咎》という法的措置の成立であった。公家の「違勅」に対応する、この法的措置の成立時期については、事実史料から帰納して弘安末年頃と結論した。

七 《下知違背の咎》というこの法的措置は、幕府下知不履行行為を容認せず、使節による段階的な所領の分割没収という嚴罰を担保に下知の実現を図るものであり、幕命違反行為の処罰と下知履行の担保という二重の意図を併有したものであった。この措置の適用は在地領主にとっても大きな圧力となり、下知履行以下の実質的な対応を強要した。

八 この措置の成立と適用は、越訴抑制圧という政策と不可分に結びつきながら、幕府下知を前提とする当事者間の和与を急増せしめ、同時に和与内容履行の強制力としても作用し、鎌倉末期における権利関係を即決的に固定し強制する効果を有した。さらに、たんに御家人だけでなく本所まで含めた適用対象の一般性からいって、本措置の性格は幕府の従来の主従制原理にもとづく制裁とは明確に異なったものであり、これは既存の国家的秩序における幕府の位置の変化を示唆している。

九 以上のごとく幕府が階層を問わない強圧的な権力発動を行わざるをえなかった契機は、内外の戦時状況に対処するにあたっての、経済基盤（荘園公領制下における重層的年貢収取秩序）および権力編成（御家人制）両側面の動揺という危機的状况である。幕府は一方で、土地所有関係一円化と全武士階級の動員を図りつつ、他方で幕府権力を媒介として確定した現支配秩序違反行為はこれを鎮圧する必要に迫られていた。

十 さらにこれらの戦時政策遂行過程では、必然的に公家本所側公権の侵犯が行われたが、これは本所側が支配の危機に際し、幕府への依存をますます深めていた点を考慮すれば、たんに幕府側からする一方的な公権奪取ないしは干渉というべきではなく、むしろ《対立を深刻化させながらの統一》ともいえるべき複雑な性格のものであり、そこには支配の全面的な危機（Ⅱ戦時）に全権掌握を行う幕府の《軍事政権としての本質》が存した。

十一 最後に、以上の幕府を中心とした支配体制の変質がなげえ幕府の滅亡に帰着するのかという点に触れ、中央派遣の使節制度を軸とする《強制の体制》の成立は、地域権力としての守護を権力体制に組み込みえなかったという大きな限界を有し、結局有効に機能しえないまま、むしろ広範な在地領主層の実力的な反発と幕府権力からの離脱を惹起し、倒幕勢力形成の重大な要因となったと結論した。

第二部「幕府論と中世国家史研究」の概要

第二部は、鎌倉後期に成立し中世後期から近世にかけて権力機構あるいは権力者の呼称として一般化する「公方」という史料用語の分析を通じて、この用語をもって呼ばれた権力の性格（本質）とその変化を追究したIV章と、その「公方」という言葉の成立で表現される鎌倉後期の新たな権力形態を、幕府の権力組織である主従制の矛盾とその展開の中で位置づけ、これと第一部で考察した「裁判権」の問題と併せて、『主従制と裁判権』という観点から中世国家史における鎌倉幕府の位置を総括的に考察したV章からなる。

IV章 「『公方』の成立に関する研究——史料に探る『中世国家』の展開——」の概要

IV章の研究の概要はおよそ次のようである。

一 鎌倉時代の「公方」に関しては、これを將軍とみる網野善彦氏の学説と得宗とみる五味文彦氏の学説とがあるが、両氏が所論の基礎とした「新御式目」の「公方条々」の注記は追記の可能性が高く、他の史料解釈も難点を有する。それゆえ、安達泰盛にせよ得宗にせよ、幕府の政策指向として「公方」の用語が使用されるようになったという両氏の指摘には根拠がない。また両氏とも近世以来の考証にまったく注意を払っていない点も問題である。したがって、史料的にも研究史的にも「公方」の本質を究明するには根本的な再検討を必要とする。

二 そこで、「公方」の用例・語義を比較的詳細に窺える事例を具体的に検討した結果、「公方」の基本的性格としておよそ以下の五点が抽出された。すなわち、①「公方」は、第一に守護・地頭、あるいは諸荘園本所という新旧の半自立的諸権力に対比される、より《高次の裁判権者としての幕府に対する呼称》である。②しかし「公方」は、必ずしも幕府の裁判手続や機構を指すだけでなく、幕府を軸とした公武権力の総体を指す場合がある。また、売券などの雑務沙汰や御家人の族的秩序に関する契約内容の保障などを行っている点で、「公方」の権力は、従来の幕府裁判権に比べてその所轄対象が広い。③以上の上級裁判権や各種契約内容の保障等に関し、「公方」はいずれも強制執行権・科罪権を行使し、裁許や契約内容を強力に保障・実現すべき主体として記されている。④年貢や公事の賦課

・徴収主体としての「公方」は、荘園公領制下における「本年貢」と、公武の領域的に賦課される御公事に対する呼称であり、本所に対して使用されることが多いが、急速に増大する各種の「私的」収取関係を前提に、これとの区別のために「公方」の名が冠されたものといえる。⑤以上を通じて「公方」呼称は、新旧諸権力あるいは私的収取など、いずれも何らかの《「私的」権力および収取》との対比という文脈で使用されるが、その「私」自体が客観的には一面で「公的」な性格を有するという「公」の相対性ないしは重層性が認められる。

三 二を含めた「公方」用例を網羅的に検討した結果を総合すると、「公方」の機能は《裁判権》を中心に《年貢・公事の賦課徴収》、《寺社の修造・興行や祈禱命令》の三点に要約できる。その主体は幕府を指すものが圧倒的であり、朝廷が候補に挙げられる場合は、幕府との判別が困難であったり、幕府との緊密な関係が想定される。しかし、年貢等の課徴主体として本所を指す事例は存在する。但し、「公方」の主体については地域による差異が顕著である。畿内・西国では幕府単独のほか幕府―朝廷の総体あるいは本所まで「公方」と呼称されるのに対し、東国・九州では幕府のみが純粹に「公方」と称されるといふ関係が濃厚である。かかる公方の用例の多義性や地域的偏差は、特定の意味内容を込めた法制用語として、権力主体がある特定の時点で《上から》一律に使用したという見解に疑義を呈する。実際、「公方」の用例が残された史料群は、いわゆる下達文書（公文書）系ではなく、基本的には上申文書や証書類であつて、「公方」呼称はかかる私的文書における上位の権力名称として、半ば自然発生的に、相対的にいって《下から》使用されたのである。

四 しかし、鎌倉末期に「公方」の用例が一斉に用いられるようになったのは、やはり特定の条件に媒介されている。それは、一般的にいえば、在地法秩序と中央の法秩序が、この時点で緊密な相互関係を有するようになった点である。つまり「公方」呼称の成立は、在地法秩序の展開とその成文化という趨勢のなかで、中央権力があらためて「公家・武家」「上裁」「天下」等の呼称によって表記されるに至った動向の一表現といえる。だが、より直接的な原因として重要なのは、弘安期を境とした、幕府の在地の自立的秩序に対する強力な介入である。主従制的に編成した権力機構（使節制度）を駆使した幕府による在地社会への関与が、荘園領主から農民層に至るまで、中央権力あるいは国家権力を認識させ、《公権力の意識》Ⅱ「公方」表記を書かしたものである。

五 ところで、「公方」は畿内・西国においては「公家・武家」といいかえられている。

用法・機能もほぼ一致し、「公方」がこの地域では外見上公武セットの権力として成立していたことを示すが、「公家・武家」は、①従来の公家社会内部の諸階層の史料に記された表記であり、②機能上武家が中核的役割を演じている、という点で外見上は公武が並列であるにもかかわらず、問題なのは「武家」の付加である。別言すれば、東国や九州では幕府が独自に「公方」⇨公権力としての立場を独占的に掌握したのに対し、畿内・西国では公武の癒着という外皮をまとったのであるが、いずれにせよ、個別権力の支配を請け負った幕府の在地への介入こそ「公方」呼称を生み出した共通の要素⇨本質であった。

六 以上の動きの背景には、公家の地方統治上の権力機構⇨国郡制の機能の衰微と諸荘園本所の支配を動揺させた在地領主の成長および村落の自立的秩序の高まりがあったが、それまでは公家管下にあった畿内・西国においても、幕府が軍事・警察という機能を踏み越え、《支配権力間の利害の調整（裁判）》、《国家的租税（一國平均役）の徴収》、《寺社修造》、《売買以下契約関係の保障》、《本所支配の代位》の機能を果たすにつれ、律令以来の天皇制的秩序意識が大きな変容をみせた。その第一は、国郡制権力組織の無力化にともない、公事徴収等に関わる訴訟が公武の中央権力に委ねられるという事態が進行する点である。これにともなう公家内部においても「治天の君」への権力集中が進み、諸荘園本所の自立性が制限されるが、問題はその治天の君の「聖断」「院宣」自体が、もはや超越的な権威を有さず在地で紙屑のごとく棄てられるという対応がなされるようになった点である。ここに、諸荘園本所の家産制的権力機構や公家の国郡制的権力組織に代って、幕府の主従制的に組織された地頭・御家人等が、荘園公領制下における「公的」任務を代位して遂行するようになる必然性があった。

七 このような公家・本所の地方支配の面における自立性の衰退と幕府への依存は、前述の二⇨四の幕府を中核としたあらたな「公」意識の《下からの》成長と相俟って《支配の正当性》を幕府が独占的に掌握する端緒となった。さらに以上の事態の進展にともなうて、地頭御家人等の意識や在地における守護観も大きな変化をみせた。預所⇨上司、地頭御家人⇨下司という荘園制下の身分秩序に対し、預所⇨私、地頭⇨（公）という主張が地頭から公然となされるようになり、在地の証文に公武中央権力に準じて守護の名が記されるに至った。公家本所側における幕府観の変質は、かかる地方での守護⇨地頭観の変容に即応するものだった。そして《武力をもって公家⇨国家を守護する幕府》という論理に対し、《幕府こそ国の中枢、重大事の決定主体であり、それが「天意」に叶う》という論理が、公家の頂点から表明されるようになった。以上の地方および公家・本所側における「

公」意識の変化に対応するのが、東国における北条氏家督に対するあらたな「国王」観の発生である。この「国王」の理念型は、裁定者としてのそれであり、その前提には裁判権を中心に権力を確立してきた幕府―北条政権の歩みがあった。「公」「公庭」と記される幕府は、裁判権力を核としたものであった。

八 以上の具体的考察を前提に、最後に次の点を結論的展望として指摘した。

すなわち、上述の（第一の）「公方」は、《危機に瀕した荘園公領制にもとづく諸権力の幕府を中心とする再編Ⅱ権力集中》という本質を有し、《機関》あるいは《権力体》に対する呼称として成立した。その後、建武政権以後の権力の分裂的状況を克服した足利二代將軍義詮が、裁判権を掌握するとともに主従制の頂点に立つに至って、「公方」呼称は室町將軍の別称としても用いられるようになる（第二の「公方」の成立）。そしてさらに、十五世紀後半になると、守護あるいは在地領主も「公方」と称されるに至る（第三の「公方」の成立）。これは彼らが幕府を離れて、独自に《支配の正当性》を認定されるようになった表現と想定されるが、これはもはや、第一の公方の本質規定では捉えられない、いわば公方の変質を示すものである。

V章 「鎌倉幕府と中世国家」の概要

V章は、中世国家論として鎌倉幕府を取り上げる従来の研究が公武の公権授受論に傾きすぎているとの反省に立ち、幕府の権力編成上の中核的要素である《主従制》の形成と展開に視角をすえて、一九五〇年代以降踏襲されてきた幕府政治史の枠組みを再検討したものである。そしてこの考察を前提にして、幕府論を考える上で今一つの重要な要素であり、I章からIV章において検討したところの《裁判権》の問題を併せて論理の枠組みに入れ、最後に、中世国家史における鎌倉幕府の位置を考察した。したがって、V章では鎌倉幕府政治史や日本中世国家に関する諸学説に言及することとなったが、まさにその点で本章は、本論文の総括的位置を占める。V章の主張はおよそ次のごとくである。

一 幕府の本質を、《頼朝のもとに結集した武士の権力体》と把握した場合、その成立（組織形成）には、前代以来進行した重層的な主従制形成の動き（タテの編成）を凍結し、擬制的平等理念に立つ御家人制（ヨコの結合）によって家人相互を結びつけるという矛盾が認められ、この矛盾こそが幕府政治史を一貫して規定していた。

二 頼朝死後、東国武士集団の紐帯としての將軍の地位が空洞化し、東国在地領主の連合的側面が強化された反面、北条氏が国司・守護の両権限を行使した南関東・東海東部を中心に、北条氏による中小御家人・非御家人の統合が進行した。和田合戦はこうした北条氏の中小武士組織に対する相武有力御家人の反発に起因するという性格を有した。しかし、その後も北条氏による御家人利害を代弁した政策遂行や承久の乱の軍事指揮、また歴代執権の人格的吸引力などが要因となって、幕府膝下地域の御家人武士を中心とする北条氏の主従制形成が進められた。以上の動向に対する最大の反発であった宝治合戦の結果、幕府膝下地域に対抗勢力がなくなり、当該地域御家人の北条被官化が一般化した時、ヨコ並びの主従制原理（御家人制）を権力編成原理とした幕府の性格は変質した。

三 以上のごとく、北条被官（御内）の中核を御家人武士と捉えて幕府の主従制の展開を捉え直した場合、従来、御家人と御内の対立として理解されてきた問題は、《御家人層の二つの選択の対立》と理解されることとなる。つまり鎌倉幕府成立の原動力そのものがその展開の中で得宗専制を生み出したと評価し直すべきである。このように得宗専制の成立を考えれば、従来説明できなかった時頼・時宗執政期における、御家人保護政策遂行と北条氏による幕府要職の占取、評定から寄合への実権の移動という、政策と政治体制転換

の「矛盾」も説明できる。すなわち、いわゆる得宗専制化とされる問題は、北条氏とその被官による幕府権力の奪取という問題ではなく、御家人制というヨコ並びの編成原理を有した鎌倉幕府を、北条嫡流を頂点にタテに編成がえをしようという点に本質がある。得宗の権力基盤は、主従制的に組織された一族、被官化した御家人・非御家人、姻戚関係による北条支持の豪族、官僚層などの総体である。時頼以後、幕府は従来の將軍を紐帯とする御家人制と以上の新しい権力体との二つの権力編成の均衡の上に成り立っていた。

四 蒙古襲来は《全武士層の組織》という課題遂行を幕府に迫った。幕府はこの課題遂行のために、公家本所権力と御家人の族制という内外両面への介入強化を行い、さらに北条氏一門守護を軸とした管国の住人・物資・寺社の一元的統制という軍事体制を全国的に構築しようとした。そしてかかる体制構築には公家公権が利用されたが、そのために幕府と公家本所勢力との癒着と対立を生じ、寺社興行・本所一円地の収取保障と御家人保護という相矛盾する政策課題を幕府は同時に担わざるをえないこととなった。こうした北条氏を中心とした軍事・行政の一元的統制は、客観的には前述の幕府膝下にみられた動きを対外緊張下において、強引に北関東および全国に拡大しようとする試みとして位置づけられる。右の動向に対する最大の反発であり、御家人を二分する争いであった霜月騒動―岩戸

合戦の結果、安達氏という姻戚の北条与力御家人勢力が排除されたことにより、前述の二つの権力編成の均衡は破綻し、得宗被官集団がヘゲモニーを握った。

五 さらにこれと前後して得宗は実質的に御家人への賞罰二権を掌握し、御家人一般に対する支配者としての性格を強化する。しかし、この主従制の拡大は、在地領主層の自主性に基礎づけられていないため、反発とそれに対する強権行使という悪循環を生み出し、結局北条氏はこの軍事体制を平時の体制として定着する政策を実現しえなかった。強権によって弘安以後組織した領主層の多くと、守護級の伝統的な御家人層は、元弘倒幕の過程で離反しており、北条氏が鎌倉期を通じて有効に組織しえたのは、南関東・甲斐・信濃・東海東部・奥州を中心とする中小御家人層・非御家人層に限定されていた。その意味で北条氏は、「將軍」を紐帯とする御家人制を最後まで克服できなかったと評価される。しかし、北条氏が膝下南関東で創出した直臣被官は、守護代・地頭代として北条氏管国や得宗領支配に投入され、その下には在地領主を登用した重層的主従制編成が行われており、これは後の守護領国制の原基たる位置を占める。反面、以上の北条氏を中核とする末期の幕府権力は、地域権力としての守護を支配体制に組み込めず、また経済基盤の面でも荘園公領制的な中央求心構造に規定されていた点においてその支配体制の限界が認められる。

六 中世前期の国家史をめぐる従来の学説は、A二つの国家論（東国政権論―東国国家論）、B権門体制論、C古典学説（職制国家論）、D多元的国家論（地頭独立国論、中世無国家論）、以上四つに整理できる。しかし在地への強制力を有さなかった弘安以前の幕府の支配は、在地領主の支配（強制力行使）の上に成立していたのであり、これを論理に組み込んでいないA B説は難点がある。そこで、在地領主の支配を国家権力の不可欠の構成要素とした場合、その個別的権力組織化の主要な手段として主従制が位置づけられる。この点で、御家人制に基礎づけられた初中期の幕府権力は、個別的権力の集合体としての性格に限界を有していたが、後半期の幕府権力は、北条氏の家産的権力を核としつつ、強制の「体系」としてはより組織化されたものであった。かかる重層的主従制権力の形成の過程は、在地への幕府裁判権ないしは権力の浸透過程と表裏の関係にあり、同時に中世武家政権による主従制的な権力機構が全体として律令以来の国郡制的権力機構に代位する前提をなすものであった。